

パートナーシップ関係にある者に係る給与の取扱いについて(案)

1 趣旨

パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の配偶者に相当すると任命権者が認める二者間の関係)にある者に係る給与の取扱いを定めることにより、給与処遇の改善を図る。

2 内容

「配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を対象に含む給与制度(扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当)について、パートナーシップ関係の相手方を対象に加え、配偶者と同等の取扱いとする。

3 適用時期

各区において対象に加えることとした日以後適用し、遡及適用は行わないこととする。